

税の申告はお早めに —申告にはマイナンバーが必要です—

税の申告は、市県民税や国民健康保険税の課税基礎であるとともに、各種行政サービスの料金を算定する基礎にもなります。期間内に申告・納付をお願いします。

なお、申告相談の期間中はたいへん混み合うことが予想されます。必要な資料を事前に整理しておくなど、申告時間の短縮にご協力ください。

●問い合わせ 税務課 ☎2111 内線 133,134



市県民税の申告

■申告期限 3月15日(木)

▼申告する必要がある人は、期限までに必ず申告をしてください。

▼市県民税の申告書は1月下旬に発送予定です。

■対象となる人と所得

▼平成30年1月1日に柳井市に住所がある人

▼前年(平成29年1月1日～12月31日の1年間)の所得

■申告相談の日程と会場

日時	場所
2月19日(月) 9:30～16:00	ふれあいタウン大島
2月20日(火) //	〃
2月21日(水) 9:30～16:00	伊保庄出張所
2月22日(木) 9:30～16:00	日積出張所
2月23日(金) //	〃
2月26日(月) 9:30～16:00	神代学習等供用会館
2月27日(火) 9:30～16:00	遠崎学習等供用会館
2月28日(水) 9:30～16:00	阿月出張所
3月 2日(金) 9:30～16:00	余田出張所
3月 5日(月) 10:30～16:00	平郡西集会所
3月 6日(火) 9:00～12:00	平郡漁村センター
3月 7日(水) 9:30～16:00	伊陸出張所
3月 8日(木) //	〃
3月 9日(金) 9:30～16:00	新庄出張所
2月16日(金) 〃(※) 8:30～17:15	市税務課
3月15日(木)	

※(土)(日)(祝)を除く

市県民税申告の目安

1月1日に
柳井市に住所がある

いいえ

1月1日の住所地で
申告

↓はい

所得税等の確定申告を
済ませた
または
1年を通じて給与所得
のみで年末調整済み

はい

市県民税の申告は
不要

↓いいえ

1年を通じて公的年金
等のみの収入

はい

年金の源泉徴収票に
記載されたもの以外の
控除を受ける場合は
市県民税の申告が
必要

↓いいえ

市県民税の申告が必要

※申告をしていないと、国民
健康保険税などが高くなる
場合があります。

公的年金等の確定申告の目安

公的年金の収入合計が
400万円以下

いいえ

↓はい

公的年金等に係る雑所得
以外の所得金額が
20万円以下

いいえ

確定申告が必要

↓はい

確定申告は不要
市県民税の申告は必要な
場合あり

ただし...

所得税及び復興
特別所得税の還
付を受ける人は
確定申告が必要

所得税及び復興特別所得税の申告

■平成29年分確定申告期間

2月16日(金)～3月15日(木)

※還付申告は1月1日以後、提出することができます。

■申告相談

○日時 2月16日(金)～3月15日(木)
(土日を除く)／8:30～16:00(相談は9:00～17:00)

○場所 柳井税務署

※2月15日(木)以前は申告会場を設けていません。申告相談の場合は上記開設期間にお越しください。

※来場の際にはできるだけ公共交通機関をご利用ください。

■確定申告が必要な人は

- ▼事業所得や不動産所得などがある人で1年間の所得金額の合計が所得控除合計額を超える人
- ▼土地、建物などを売却した人
- ▼年間2,000万円を超える給与収入がある人
- ▼年末調整済の給与以外の所得が20万円を超える人

■確定申告をすると所得税が戻ってくる場合は

- ▼マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
 - ▼多額の医療費を支払った場合
 - ▼災害や盗難にあった場合
 - ▼年の途中で退職し、再就職していない場合
 - ▼その他新しく控除を受ける場合
- ※上記の場合でも、所得税が戻らない場合もあります。

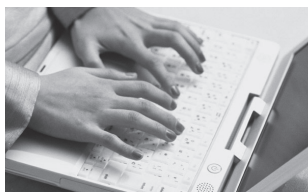
■公的年金等の確定申告は

- ▼公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。
- ▼還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また、市県民税の申告が必要な場合があります。

■ご自宅のパソコンで申告書の作成を

国税庁 HP (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

- ▼案内に従い金額等を入力すると税額などが自動計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。
- ▼作成した申告書はe-Tax(要事前準備)での送信や郵送で提出できます。
- ▼マイナンバーの入力と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。ただしe-Taxで送信すれば本人確認書類の提示等は不要です。



■確定申告書へのマイナンバーの記載等は

平成28年分以降の確定申告書には、マイナンバー(12桁)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

■振替納税をご利用ください

金融機関や税務署に出向く必要がなく、便利で確実な納付方法です。申込は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記入して、申告期限までに税務署または金融機関に提出してください。

振替納税を利用すると、所得税及び復興特別所得税は4月20日(金)、消費税及び地方消費税は4月25日(水)にそれぞれ口座から引き落とされます。

■医療費控除が変わりました

- ▼医療費控除は領収書が提出不要となりました。平成29年分の確定申告からは、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

●問い合わせ

柳井税務署 ☎0277(代表)

▼医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

▼医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費通知とは健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。

※平成29～31年分の確定申告は医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

■税の申告時に必要なもの

▼印鑑

▼収入金額がわかるもの(源泉徴収票や支払調書など)

▼控除内容がわかるもの(国民年金や健康保険などの社会保険料の領収書か証明書、生命保険料・地震保険料の控除証明書、障害者手帳など)

▼口座番号がわかるもの(所得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合)

▼マイナンバーがわかるもの、本人確認ができるもの

■中国税理士会柳井支部による税の相談会(無料・申込不要)

所得税及び復興特別所得税をはじめ、消費税、法人税、相続(贈与)税など、さまざまな税に関する疑問・質問に地元税理士が無料で相談に応じます。

○日時

2月24日(土)9:00～16:00

○場所

ゆめタウン柳井2階特設コーナー

●問い合わせ

中国税理士会柳井支部

☎0455(担当:田中)



市政だより



日日時 場場所 内内容 対対象 定定員
料参加料 持持参物 申申込 問問い合わせ

市民と市長と気楽にトーク

冒頭に柳井商業高校跡地の利活用について説明します。

お子様連れ、小中学生、高校生の参加もお待ちしています。

■定例開催(申込不要)

日場

▼2月7日(水)

10:15～11:15

／平郡東小学校体育館

13:00～14:00

／平郡西集会所

▼2月17日(土) 10:30～11:30

／ふれあいどころ437

▼2月18日(日) 10:30～11:30

／余田公民館

問政策企画課

☎2111 内線 471

都市計画の案を縦覧します

日 1月31日(水)～2月13日(火)／
8:30～17:15 (土(日)祝を除く)

場 都市計画・建築課

内 東土穂石雨水ポンプ場の新設、
土穂石土地区画整理事業の廃止
※縦覧期間中に限り、意見書を提出することができます。

問 都市計画・建築課

☎2111 内線 231

市下水道排水設備指定工事店更新・新規指定の受付

柳井市の公共下水道事業・農業集落排水事業の排水設備工事は、指定工事店制度を採用しています。

現在の指定期間が3月31日で満了しますので、更新を希望する工事店は手続きをしてください。また新規に指定を希望する工事店は手数料、専属責任技術者の有無などの要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

○指定の更新に係る手数料

1件につき3,000円

○新規指定に係る手数料

1件につき5,000円

○手数料の納付

申請書の提出と同時に納付

○受付期間 2月1日(木)～28日(水)／8:30～17:15 (土(日)祝を除く)

問 下水道課

☎2111 内線 292

未内定の

新卒者・既卒者の皆さんへ

ハローワークは最後まで皆さんを支援し続けます。就職活動の進め方について知りたいこと、不安なこと、求人情報など、お気軽にお問い合わせください。

問 ハローワーク柳井(学卒担当)

☎2111 内線 2661

家畜・家さんの飼養者は

定期報告書を提出してください

家畜や家さんの所有者は、毎年1回(2月1日時点)、頭羽数、飼養衛生管理の状況を報告することが義務付けられています。

○対象家畜 牛、水牛、馬、鹿、羊、山羊、豚、いのしし(1頭以上)

○対象家さん 鶏、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも(1羽以上)

○提出期限 3月7日(水)

○提出場所 農林水産課、各出張

所・連絡所

※定期報告書様式は市農林水産課HPからダウンロード可

問 東部家畜保健衛生所

☎2111 内線 2416

農林水産課

☎2111 内線 355

ごみの不法投棄をなくそう!

▼不法投棄は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方(法人は3億円以下の罰金)が科せられます。

▼テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機は家電リサイクル法に基づき処分しましょう。

○不法投棄を発見したときは不法投棄ホットライン

フリーダイヤル
☎0120-538-710 へ

問 市民生活課

☎2111 内線 165

県柳井健康福祉センター

☎2111 内線 3631



市民相談

身体障害者定期・巡回相談

日 3月2日(金) 13:30～15:30

場 周東総合病院1階救急外来

内 補装具支給の適否、身体障がいについての医学的相談、補装具の装着、リハビリ等の相談

○実施機関

山口県身体障害者更生相談所

○申込期限 2月20日(火)

問 市社会福祉課

☎2111 内線 191

ごみ出しルール

ペットボトルはラベルをはがしてください

ペットボトルをごみに出すときは、リサイクルしやすくするために、(右図のように簡単にはがせる)ラベルをはがすことになっています。

市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

●問い合わせ 市民生活課 ☎2111 内線 165

